

# 事務事業評価シート

(平成 26 年度実施事業)

事務事業名	一般・退職被保険者等療養費支給事業			事業コード	1671
所属コード	043500	課等名	健康保険課	係名	給付係
課長名	高橋 邦夫	担当者名	伊藤 道子	内線番号	3114
評価分類	<input checked="" type="checkbox"/> 一般	<input type="checkbox"/> 公の施設	<input type="checkbox"/> 大規模公共事業	<input type="checkbox"/> 補助金	<input type="checkbox"/> 内部管理

## 1 事務事業の基本情報

### (1) 概要 (旧総合計画体系における位置づけ)

総合計画 体系 (旧)	施策の柱	いきいきとして安心できる暮らし	コード	1
	施策	暮らしを支える制度の充実と自立支援	コード	5
	基本事業	国保制度の健全運営	コード	2
予算費目名 (H26)	国保健康保険費特別会計 2款1項3目一般被保険者療養費 (001-01) 国保健康保険費特別会計 2款1項4目退職被保険者等療養費 (001-01)			
特記事項 (H26)				
事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度	<input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返	<input type="checkbox"/> 期間限定複数年度	開始年度 昭和 29 年度
根拠法令等 (H26)	国民健康保険法第 54 条			

### (2) 事務事業の概要

国保加入者が次の理由により医療機関で保険適用の治療を受けた際に、申請によって保険者負担分（7割、8割、9割）の給付を行う。

- ① やむを得ない理由によって保険証を提示できなかったため、一旦、全額自己負担した場合
- ② 医師の指示により、コルセット等の治療用装具を購入した場合
- ③ 海外渡航中に病気やケガでやむをえず治療を受けた場合（ただし、日本国内で保険適用の治療として認められているものに限る）
- ④ 医師の指示により、はり・灸・マッサージの治療を受けた場合

### (3) この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

国民健康保険法の規定に基づき、昭和 29 年 2 月から盛岡市の国民健康保険事業の一環として実施している。

### (4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

平成 20 年度から後期高齢者医療制度が始まり国保加入者は減少したが、支給額については柔道整復施術、はり・灸・マッサージ等の治療が増加傾向であるため、今後も給付額は増加すると思われる。また、東日本大震災の被災者が治療を受けた際の一部負担金免除分についても支給したが、H24.2.29 受診分まで療養費の一部負担金免除措置は終了している。

## 2 事務事業の実施状況 (Do) · · · · ·

### (1) 対象（誰が、何が対象か）

- ① やむを得ない理由によって保険証を提示できなかつたため、一旦、全額自己負担した者。
- ② 医師の指示によりコルセット等の治療用器具を購入した者。
- ③ 海外渡航中に病気やケガでやむをえず治療を受けた者。（ただし、日本国内で保険適用の治療として認められているものに限る）
- ④ 医師の指示によりはり・灸・マッサージの治療を受けた者。

### (2) 対象指標（対象の大きさを示す指標）

指標項目	単位	23年度 実績	24年度 実績	25年度 実績	26年度 見込み	26年度 実績
A 療養費申請者数	人	25,402	15,174	17,636	17,700	18,733
B						
C						

### (3) 26年度に実施した主な活動・手順

治療に要した費用額に対して、保険者負担分（費用額の7割または9割）を支給した。

東日本大震災の被災者が治療を受けた際の一部負担金免除分も医療機関または被保険者へ支給した。

### (4) 活動指標（事務事業の活動量を示す指標）

指標項目	単位	23年度 実績	24年度 実績	25年度 実績	26年度 目標値	26年度 実績
A 療養費申請件数	件	25,402	15,174	17,636	17,600	18,733
B 療養費申請件数1件あたりの支給額	円	4,626	7,938	7,059	7,045	6,318
C						

### (5) 意図（対象をどのように変えるのか）

法定事務であるため、現状で妥当である。

### (6) 成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	23年度 実績	24年度 実績	25年度 実績	26年度 目標値	26年度 実績
A 療養費支給額	<input type="checkbox"/> 上げる <input type="checkbox"/> 下げる <input checked="" type="checkbox"/> 維持	千円	117,510	120,453	124,485	124,400	118,349
B	<input type="checkbox"/> 上げる <input type="checkbox"/> 下げる <input type="checkbox"/> 維持						
C	<input type="checkbox"/> 上げる <input type="checkbox"/> 下げる <input type="checkbox"/> 維持						

#### (7) 事業費

項目	財源内訳	単位	23年度 実績	24年度 実績	25年度 実績	26年度 計画	26年度 実績
事業費	①国	千円					
	②県	千円					
	③地方債	千円					
	④一般財源	千円	117,510	120,453	124,485	120,000	118,349
	⑤その他( )	千円					
	A 小計 ①～⑤	千円	117,510	120,453	124,485	120,000	118,349
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
	B 職員人件費 ⑥×4,000 円	千円	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800
計	トータルコスト A+B	千円	122,310	125,253	129,285	124,800	123,149
備考							

### 3 事務事業の評価 (See) . . . . .

#### (1) 必要性評価（評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要）

##### ① 施策体系との整合性

受診者の医療費負担が軽減できるため、結果（政策体系）に結びついている。

##### ② 市の関与の妥当性

法定事務であるため、妥当である。

##### ③ 対象の妥当性

法定事務であるため、妥当である。

##### ④ 廃止・休止の影響

国民健康保険法に規定されているため休廃止はできないが、もし休廃止すると被保険者の負担が大きくなることから、適切な治療等を受けることが困難になると考えられる。

#### (2) 有効性評価（成果の向上余地）

加入者からの申請をもとに審査し支給する事業であるため、成果はその年度毎に異なる。

#### (3) 公公平性評価（評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要）

受益機会（いつでも保険医療機関等で受診できる）と費用負担（最終的な自己負担は保険証で示された割合で済む）は当該事業によって公平公正である。

#### (4) 効率性評価

事業費は、法令で定められた保険者負担分であり削減できない。また、申請件数も増加しているため、事務に関わる人件費の削減は難しい。

### 4 事務事業の改革案（Plan）・・・・・・・・・・・・

#### (1) 概要（新しい総合計画体系における位置付け）

総合計画 体系（新）	施策（方針）	健康づくり・医療の充実	コード	4
	小施策（推進項目）	健康保険制度の健全運営	コード	4-5

#### (2) 改革改善の方向性

法に基づき支給しているものであるため、現時点では特に変更はないが、法改正があればそれに基づき変更する。

#### (3) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

### 5 課長意見・・・・・・・・・・・・

#### (1) 今後の方向性

- 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- 終了・廃止・休止

#### (2) 全体総括・今後の改革改善の内容

柔整整復施術、はりきゅう、マッサージ等の給付額は今後も増加すると思われる。

療養費の支給の適正化に向け、平成22年度から療養費通知を年3回実施している。

また、平成24年3月の柔道整復師の施術の療養費の適正化への取組に関する国からの通知に基づき、施術を受けた被保険者等への調査や保険適用外の施術の周知などに力を入れて取り組んでいく必要がある。

また柔整整復施術の件数が今後も増加することが見込まれるため、審査の方法等についても委託を含め効率化が必要。